

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,161,562	流動負債	5,439,925
現金及び預金	2,700,241	支払手形	2,797,578
受取手形	674,798	買掛金	1,257,872
電子記録債権	415,649	短期借入金	440,000
売掛金	2,136,615	未払金	61,494
商品及び製品	321,743	未払費用	43,841
原材料及び貯蔵品	3,364	未払法人税等	50,964
前渡金	453,357	未払消費税等	29,563
前払費用	31,271	前受金	555,718
未収入金	374,509	預り金	13,410
短期貸付金	41,520	賞与引当金	105,254
その他	8,855	役員賞与引当金	18,370
貸倒引当金	△ 364	商品補償引当金	65,185
固定資産	1,123,348	その他	673
有形固定資産	368,509	固定負債	522,917
建物	114,423	退職給付引当金	293,259
構築物	186	役員退職慰労引当金	225,799
機械及び装置	175,243	再評価に係る繰延税金負債	3,858
車両運搬具	3,563	負債合計	5,962,842
工具、器具及び備品	35,490	純資産の部	
土地	39,602	株主資本	2,340,999
無形固定資産	20,571	資本金	334,430
投資その他の資産	734,267	資本剰余金	279,820
投資有価証券	187,265	資本準備金	279,820
関係会社株式	40,203	利益剰余金	1,726,749
長期貸付金	63,560	利益準備金	83,607
破産更生債権等	5,014	その他利益剰余金	1,643,141
保険積立金	100,194	特別償却準備金	81,477
繰延税金資産	195,061	繰越利益剰余金	1,561,664
その他	147,988	評価・換算差額等	△ 18,930
貸倒引当金	△ 5,020	その他有価証券評価差額金	△ 27,674
		土地再評価差額金	8,743
		純資産合計	2,322,068
資産合計	8,284,911	負債・純資産合計	8,284,911

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

② 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

商品補償引当金 販売した商品の補償等による費用支出に備えるため、過去の実績をもとに発生額を見積り計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。